愛知県地域防災計画(地震災害対策計画)

新旧対照表(案)

૫	震災害対策計画		-
	現 行	改正案	
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	風水害等災害対策
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	計画と統一する。
	1 県	1 県	(防災局)
P4	(5) 避難の勧告、指示 <u>の代行を行うことができる。</u>	(5) 避難の勧告、指示 <u>を代行することができる。</u>	
			気象業務法施行令
	3 指定地方公共機関	3 指定地方公共機関	の一部改正(平成
P6	中部管区警察局	中部管区警察局	19年12月1日施
	(6) 津波予報の伝達を行う。	(6) <u>津波警報等</u> の伝達を行う。	行)による
			(名古屋気象台)
	東海財務局	東海財務局	
		(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地にお	
	と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認	<u>ける</u> 災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取	
	められる範囲内で、適切な措置を要請する。	りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内	(東海財務局)
		で、適切な措置を要請する。	
			気象業務法施行令
Do	名古屋地方気象台	名古屋地方気象台	の一部改正(平成
P8	<u> </u>	(2) 次の地震及び津波に関する <u>警報及び注意報等</u> を関係機関に伝達する	19年12月1日施
	道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。	とともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。	行)、及び、平成 19
	・津波予報、地震・津波情報	・津波警報・注意報、地震・津波情報	年 10 月 1 日より
	・東海地震に関連する <u>情報(東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海</u> 地震予知情報)	・東海地震に関連する <u>情報</u> ・緊急地震速報(気象庁から伝達する)	緊急地震速報の広 く国民への提供を
	<u>*Pek T/XIII Year </u>	<u>・系忌心辰述報(丸家/17から)は连98)</u> (3)~(4) (略)	開始したことか
	(3)~(4) (畸)	(3)~(4) (晒) (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知·広報を行う。	
		(0) 系志地辰还報の利用の心情などの同和「四報で门」。	継続的に周知・広
	 5 指定公共機関	5 指定公共機関	報する必要がある
P10		郵便事業株式会社	ため。
	<u> </u>	※ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情	(名古屋気象台)
	災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。	に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対	
	(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。	策を迅速かつ的確に実施するものとする。	郵便事業株式会
	(2) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又		- 1 2
	は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物及	において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する	社防災業務計画

孙 īF 案 び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う ものとする。 (H19.10.1) (3) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。 第2編第3章 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省 第11節 (4) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免 令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金 災害時における郵 除を行う。 (5) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険資金の短期融資 免除を実施するものとする。 便業務に係る災害 特別事務取扱い及 を行う。 (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入する び援護対策 ために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に 基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分 (6) 加入者福祉施設に対する災害救護活動の要請を行う。 (郵便事業株) (7) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。 (郵便局(株)) する。 (8) 被災地の実情に応じ、病院等から医療救護班を派遣する。 (9) 民間災害救護団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・ 郵便局株式会社 分配に関すること。 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り 窓口業務を確保する。 配布する物資を変 更したため。日用 P12 日本赤十字社 日本赤十字社 (4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、**日用品セット**、お見 (4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、**緊急セット**、お見舞 │品 セット を 廃止 し、緊急セットを 舞い品セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。 い品セット等)を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を「導入。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を (日赤) 得ながら行う。 得ながら行う。 日本放送協会 日本放送協会 気象業務法施行今 (6) 津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報 の一部改正(平成 (6) 津波予報、地震・津波情報等及び被害状況等の報道を行う。 道を行う。 19年12月1日施 行) 第3章 本県の特質と災害要因 第3章 本県の特質と災害要因 (名古屋気象台) 第2節 本県における既往の地震とその被害 第2節 本県における既往の地震とその被害 P19 本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震 本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震 に襲われている。 に襲われている。 ちなみに、過去約100年間の日本における死者1,000人以上の大地震(津波 ちなみに、過去約100年間の日本における死者1.000人以上の大地震(津波 も含む。)は11回であるが、そのうち3回が本県を主要な被害地域として発生し 誤記 も含む。)は10回であるが、そのうち3回が本県を主要な被害地域として発生し ている。 (防災局) ている。 (略) (略)

ᄪ							
	現 行	改正案					
P27	第2編 災害予防 第1章 総則 第1節 防災協働社会の形成推進 2 対策 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。	第2編 災害予防 第1章 総則 第1節 防災協働社会の形成推進 2 対策 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み 県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。 さらに、県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。					
P31	第2章 都市の防災化 第2節 対策 2 防災空間の整備拡大 (1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 公園緑地の配置計画については、 <u>県が策定する「県広域緑地計画」</u> 及び 市町村が策定する「緑の基本計画において、(略) (2) 特別緑地保全地区等の指定 (略) 県内では、特別緑地保全地区として、 <u>平成17年3月末</u> 現在名古屋市7 1か所(183.4ha)春日井市1か所(9.7ha)が地区指定されている。(略)	第2章 都市の防災化 第3節 対策 2 防災空間の整備拡大 (1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 公園緑地の配置計画については、「愛知県広域緑地計画」及び市町村が 策定する「緑の基本計画において、(略) (2) 特別緑地保全地区等の指定 (略) 県内では、特別緑地保全地区として、平成20年3月末現在名古屋市7 1か所(183.3ha)春日井市1か所(9.7ha)が地区指定されている。(略)	正式名称に合わせた。 (建設部) 時点修正 (建設部)				
P32	(資料) <u>· 防災公園供用状況······(附属資料第 16-1)</u>	(資料) (削除)	附属資料編から際 当該資料を削除し たため。 (建設部)				

ᄪ						
	現	改正案				
	第3章 地盤災害の予防	第3章 地盤災害の予防				
	第2節 対策	第2節 対策				
P34	3 宅地造成の規制誘導	3 宅地造成の規制誘導				
	宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度	宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度に				
	によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、	よって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅				
	宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進めるとともに、現行基準におい	地の安全確保を図るため規制誘導策を進めるとともに、現行基準において				
	てもより安全な宅地とするための指導を強めることとする。	もより安全な宅地とするための指導を強めることとする。				
	また、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違	(1) 宅地造成工事規制区域				
	 法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保					
	に努める。	地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定				
	宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市	し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行っ				
	街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指					
	定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行	(2) 造成宅地防災区域	宅地造成等規制法			
	っている。	県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、がけ	の改正(H18.4.1)及			
		崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそ	び指定等に関する			
		れが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止の	規定が整備されたこ			
		ための必要な規制を行う。	とに伴い、造成宅地			
		(3) 宅地危険箇所の防災パトロール	防災区域指定制度			
		災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地	を追加。			
		造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。	(建設部)			
D 0-	4 土砂災害の防止	4 土砂災害の防止	Y = = - 1 - 1			
P35	(3) 地すべり防止区域	(3) 地すべり防止区域	法の条文に合わせ			
	(略)既に地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり危険区域」とし	(略)既に地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」とし	た修正			
	て指定しており、必要な対策を進める。(略)	て指定しており、必要な対策を進める。(略)	(建設部)			
P36	(5) 山地災害危険地区	(5) 山地災害危険地区				
	(略)	(略)				
	これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定し	これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定し				
	て、治山事業を積極的に推進する。	て、治山事業を積極的に推進する。				
	(資料)	(資料)				
	・山地災害危険地区・・・・・・・(付属資料第 1-6)	・山地災害危険地区・・・・・・・(付属資料第 1-6)				

行 改 īF 案 (削除) (6) 治山施設の地震対策 治山事業は、山地 地震により山地災害が発生するおそれのある治山事業施工地について、 災害危険地区内で 平成7年度に実施した既存施設の老朽化等の状況調査の結果を踏まえて、 実施しており、治 施設の補強等防災対策を実施する。 山事業実施区域と (資料) いう表現がないた ・治山事業実施区域・・・・・・・(付属資料第 1-5) め。 (7)十砂災害警戒区域、十砂災害特別警戒区域 (6)十砂災害警戒区域、十砂災害特別警戒区域 (農林水産部) (略) (略) 第4章 公共施設の安全確保 第4章 公共施設の安全確保 第2節 道路施設 第2節 道路施設 2 対策 2 対策 愛知県緊急輸送道路(既設及び計画分) 愛知県緊急輸送道路(供用道路分) P41 市町村 (名古屋市 港湾(漁港 管理者 国土交通 省中部地 方整備局 中日本高 愛知県 (臨港道路 除() 名古屋高 速道路公 愛知県道 路公社 緊急輸送道路網の 管理区分 省中部地 方整備局 中日本高 速道路(株) 愛知県 (臨港道路 除() 種 別 管理区分 名古屋市 合計 愛知県道 路公社 名古屋市 高速自動車国道 243.0 243.0 見直しによる。 高速自動車国道 206.5 206.5 一般国道 698.7 一般国道 425.4 251.0 17.1 36.6 225.9 16.1 5.2 721.1 (建設部) 主要地方道 76.0 76.0 40.5 192.5 主要地方道 64.1 76.0 161.0 2.1 一般県道 13.0 14.6 56.7 一般厚洁 8.3 2.1 12.3 39.0 61.7 42.2 市町村道 42.2 48.7 46.3 市町村道 臨港道路 17.5 臨港道路 243.1 298.3 98.3 38.4 81.2 1214.1 425.4 243.0 340.0 101.7 60.3 1257.1 高速自動車国道 高速自動車国道 一般国道 553.7 558.5 一般国道 494 N 2.9 496 9 主要地方道 506.5 110.1 37.3 653.9 主要地方道 516.0 109.4 17.7 643.1 一般県道 170.4 55.4 2.3 228.1 一般県道 154.0 209.4 市町村道 102.6 4.3 106.9 市町村道 101.0 114.0 13.0 陈港道路 4.2 4.2 臨港道路 5.3 緊急用河川敷道? 19.9 199 1164.0 268.7 17.7 13.0 1468.7 1230.6 272.0 40.5 4.3 1571.5 計 高速自動車国道 243.0 243.0 高速自動車国道 206.5 206.5 一般国道 745.0 20.0 1195.6 一般国道 1279.6 779.6 20.0 主要地方道 592.0 185.4 58.2 835.6 主要地方道 570.6 186.1 814.9 一般県道 167.0 57.5 14.6 27.0 266.1 一般県道 178.7 39.0 289.8 市町村道 107.5 42.2 13.0 162.7 市町村道 106.7 42.2 4.3 153.2 臨港道路 22.8 22.8 臨港道路 21.7 21.7 **‡**+ 425.4 243.0 1504.0 370.4 78.0 69.2 13.0 22.8 2725.8 189 田河川敷道3 19.9 19.9 457.2 243.1 1528.9 370.3 81.2 21.7 2785.6

<u> </u>	地震災害 刈 束計画					
	現	改正案				
P43 · 44	緊急輸送道路網図(<u>18 年 4 月</u>)…愛知県域 (略)	緊急輸送道路網図(<u>20 年 3 月</u>)…愛知県域 すべて削除し、別紙 1 のとおり修正する。				
P45	緊急輸送道路網図(<u>16 年 3 月</u>)…名古屋市域 (略)	緊急輸送道路網図(<u>20 年 3 月</u>)…名古屋市域 すべて削除し、別紙 2 のとおり修正する。				
P52	 第8節 電力施設 1 基本方針 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の<u>防護対策</u>に努める。 (略) 	第8節 電力施設1 基本方針電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため<u>防災対策</u>に努める。(略)	防護対策とは何を 指しているのか不 明確であるため。 (中部電力)			
P59	 第11節 通信施設 2 対策 (1) 電気通信 イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 (ク) iモード災害用伝言板サービス (表の項目「その他」中) au 携帯電話及びツーカー携帯電話の災害伝言板と相互リンクしている。 	第11節 通信施設2 対策(2) 電気通信イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海(ク) iモード災害用伝言板サービス(表の項目「その他」中)docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害伝言板」のリンクを表示する。	2008年3月31日 をもってツーカー 携帯電話サービス が終了となるた め。 (NTTドコモ)			
P60	(2) 専用通信 (略)現在、県、市町村、警察、気象庁、 <u>建設省</u> 、海上保安庁、東海旅客鉄 道株式会社、(略)	(2) 専用通信 (略)現在、県、市町村、警察、気象庁、 <u>国土交通省</u> 、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、(略)	誤記 (中部地整)			
	第5章 建築物の耐震推進 第2節 対策 4 都市建築物の防災対策	第5章 建築物の耐震推進 第2節 対策 4 都市建築物の防災対策				

地震災害対策計画 行 孙 īF 案 (1) 高層建築物の防災対策 (1) 高層建築物の防災対策 P65 11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物は、近年急激に増加して 11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物は、近年急激に増加して │ 高層建築物につい いる。これら対象物については、発災時における危険が極めて高いので、 いる。これら対象物については、発災時における危険が極めて高いので、 消防機関としては、立入検査の強化を始め現行消防法に規定された消防用│な避難安全設計が 防災について多面的な対策を講じる必要がある。 そこで、県では高さが 31m を越える建築物及び不特定多数の人が出入 ▍設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制│可能である環境が りする大規模建築物について、その建築に当たり、予想される災害の発生 度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の 訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。 や拡大を防止するため、それぞれの計画条件に即した総合的な防災計画書 の作成を指導している。 また、消防機関としては、立入検査の強化を始め現行消防法に規定され た消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火 管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及 び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるも のとする。 第8章 火災予防対策 第8章 火災予防対策 第2節 対策 第2節 対策 1 火災予防対策に関する指導 1 火災予防対策に関する指導 (1) 火災予防の徹底 (1) 火災予防の徹底 ア 一般家庭に対する指導 P71 ア 一般家庭に対する指導 市町村は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し消 火器具、消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱 い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初 期消火活動の徹底を図るものとする。 せ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

整ったこと、及び、 設計者のノウハウ 取得が進んだこと

て、多様で合理的

から、愛知県高層

建築物等防災計画 指導要領を廃止し

た。これに伴う修

īF. (建設部)

市町村は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住し住宅用火災警報器 宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、 これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識さ

が平成18年から 設置が義務付けら れたため。

(防災局)

第12章 企業防災の促進 第12章 企業防災の促進

第1節 基本方針

2 企業防災の促進

県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時 | 字句の修正 の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、(略)

(産業労働部)

P80

第1節 基本方針

2 企業防災の促進

県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時 に企業が果す役割が十分に実施できるよう、(略)

- 7 -

<u> </u>	長火舌刈來引回		1
	現	改正案	
	第2節 対策 1 企業の取組 企業は、災害時の企業の <u>果す</u> 役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略)	第2節 対策 1 企業の取組 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略)	字句の修正 (産業労働部)
P88	第15章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (2)情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。	第15章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (2)情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。 さらに、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。 また、県・市町村は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。	防災基本計画の変 更による。 (防災局)
	2 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び <u>県事務所</u> の屋上に番号を標示し、(略)	2 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び <u>県民事務所・山村振興事務所</u> の屋上に番号を標示し、(略)	県組織の見直し (総務部)
P93	第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 対策 2 防災のための意識啓発	第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第3節 対策 2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の	
Fas	教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで	(2) 宗及び印刷刊は、地域と連携を図り、地域の美情に応じた防炎の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで	

<u>地震災害刈東計画</u>		
現	改 正 案	
県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地	県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地	
震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災	震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災	
行事等を通じて配布する。	行事等を通じて配布する。	
[広報の重点事項]	[広報の重点事項]	
ア 平常時の心得に関する事項	ア 平常時の心得に関する事項	全体のバランスから
<u>(ア) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。</u>	(削除)	文言を整理した。
<u>(イ) 防災訓練に進んで参加すること。</u>		(防災局)
<u>(ウ) 自主防災組織に参加すること。</u>		
<u>(I) 非常持出品をまとめておくこと。</u>		
<u>(オ) 日ごろから、がけ崩れ、津波に注意すること。</u>		
(カ) 日ごろから、建物の耐震補強、家具等の転倒防止措置をとる		
<u>こと。</u>		
<u>(キ) 日ごろから、飲料水や消火器の準備をすること。</u>		
イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項	イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項	全体のバランスから
<u>(ア) 正しい情報をつかむこと。</u>	(削除)	文言を整理した。
<u>(1) すぐ家庭の防災会議を開くこと。</u>		(防災局)
(ウ) 家の中で家具等の下敷きにならないよう身の安全を確保でき		
<u>る場所を確かめること。</u>		
<u>(I) 火はできるだけ使わないこと。</u>		
<u>(オ) 危険物などに注意すること。</u>		
<u>(カ) 水や消火器を用意すること。</u>		
<u>(†) 身軽で安全な服装に着替えること。</u>		
<u>(ク) 非常持出品を確かめること。</u>		
<u>(ケ) 隣近所で助け合うこと。</u>		
(3) 自動車や電話の使用を自粛すること。		
ウ 地震発生時の心得に関する事項	ウ 地震発生時の心得に関する事項	全体のバランスから
<u>(ア) まずわが身の安全を図ること。</u>	(削除)	文言を整理した。
(1) すばやく火の始末をすること。		(防災局)
(ウ) 非常脱出口を確保すること。		
(I) 火が出たらまず消火すること。		19年10月1日よ
(1) あわてて戸外に飛び出さないこと。		り緊急地震速報の
<u>(カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。</u>		広く国民への提供

	辰火舌刈來計画 現 行	改 正 案	
	(キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意すること。 (ケ) 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。 (ケ) みんなが協力し合って応急救護を行うこと。 (コ) 正しい情報をつかみ、余震に注意すること。	工 緊急地震速報の利用の心得に関する事項	を開始したことから、利用の心得を継続的に周知・広報する必要があるため。(名古屋気象台)
P94	(3)自動車運転者に対する広報 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。 ア 広報の方法 (ア) 講習会等を媒介とした活動 (イ) 広報誌を媒体とした広報 イ 広報の対象 県内在住の自動車運転者 ウ 広報の内容 (ア) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における交通規制の内容 (イ) 津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、津波避難路についての交通規制の内容 (ウ) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における運転者のとるべき措置 (I) 警戒宣言及び地震予知情報等の知識	(3)自動車運転者に対する広報 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。	全体のバランスから 文言を整理した。 (防災局)
	第3編 東海地震に関する事前対策 第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 第2節 対策 第1 警戒宣言等の伝達等 1 伝達系統	第3編 東海地震に関する事前対策 第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 第2節 対策 第1 警戒宣言等の伝達等 1 伝達系統	

<u> </u>	長災害刃束計画		
	現 行	改正案	
P104	(1) 東海地震に関連する情報 (東海地震予知情報、(略))	(1) 東海地震に関連する情報 (東海地震予知情報、(略))	
	(図中)	(図中)	
	<u>県事務所</u>	県民事務所・山村振興事務所	県組織の見直し
	(c) ## Data		(総務部)
P105	(2) 警戒宣言	(2) 警戒宣言	
	(図中)		1月4月4巻の日本1
	<u>県事務所</u>	<u>県民事務所・山村振興事務所</u>	県組織の見直し (総務部)
			(総別分司)
	第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等)	第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等)	
	1 収集・伝達系統	1 収集・伝達系統	
P108	(図中)	(図中)	
	<u>県事務所</u>	県民事務所・山村振興事務所	県組織の見直し
			(総務部)
	第5章 発災に備えた直前対策	第5章 発災に備えた直前対策	
	第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
	第2 電気	第2 電気	火力発電所におい
D.100	(1) 電力施設の予防措置	(1) 電力施設の予防措置	ても同様の対応を
P120	ア 特別巡視、特別点検	アー特別巡視、特別点検	することを明確化
	給電制御所、 <u>有人の水力発電所</u> 、変電所等において、構内特別巡視、 非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施		9 るため。 (中部電力)
	非市电/派政権の点快、燃料・冷却小寺の備元、/月代政権の点快を美心 する。	政権の思快、燃料・冷却小寺の補充、月代政権の思快を美施する。	(中部电力)
	ァン。		
P123	第8節 郵政事業対策	第8節 郵便事業対策	
	第1 強化地域内の郵便局の措置	第1 郵便事業株式会社の措置	郵便事業株式会
		1 強化地域内の支店の措置	社・郵便局株式会
	<u>を停止する。</u>	(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の	社防災業務計画
	なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が	取扱いを停止するものとする。	(H19.10.1)
	<u>発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普</u>	(2) 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店におい	第3編第3章
			第3節

行

通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡し の窓口取扱いを行う。

- (2) 郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取 扱いを行う。
- う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する。
- (4) 外務職員その他局外において郵政業務に従事している者は、原 則として速やかに帰局する。

第2 強化地域外の支店の措置

原則として、平常どおり郵政事業の運営を行う。

孙 īF 案

て、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な 事項を店頭に提示するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、 原則として、速やかに自店に戻るものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行 (4) 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難 場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期する ものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮 するものとする。

2 強化地域外の支店の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第2 郵便局株式会社の措置

- 1 強化地域内の郵便局の措置
- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局おける業務の 取扱いを停止する。
- (2)上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、 強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種 類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものと する。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、 原則として速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基 づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者 の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の 災害時要援護者に十分配意する。

2 強化地域外の郵便局株式会社の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第9節 交通対策

第1 道路

3 交通規制の内容

第9節 交通対策

第1 道路 3 交通規制の内容

警戒宣言時の広報 第4節 警戒宣言発令に伴 う業務運営 (郵便事業(株)) (郵便局(株))

地震災害刃朿計画									
	現						改 正 案		
P125	ア第1次				(2) 緊急交通路 ア 第 1 次			具体的な表現によ	
	()				(ア) 強化地域規	ርመያ			
	(表中)				(表中)			3-1-A - A	り規制計画を明確
	せと品野IC <u>を除く県内全IC(岐阜方面を除く)</u>			せと品野IC 	. <u>及ひせと亦津IC</u>	内周り線(北進)を除く県	表列全IC	にするため	
	(イ) 強化地域周	辺規制			(イ) 強化地域周	辺規制			(県警)
	交差点名	路線名	住所	規制方向	交差点名	路線名	住所	規制方向	市町村合併に伴う
	一色下方	国道 155 号	稲沢市一色町	南進	一色下方	国道 155 号	稲沢市 <u>一色下方町</u>	南進	強化地域拡大によ
	梅須賀	<u>(主)</u> 一宮蟹江線	稲沢市 <u>横須賀町南</u>	南進・東進	梅須賀	<u>県道</u> 一宮蟹江線	稲沢市 <u>梅須賀町</u>	南進・東進	る規制箇所の見直
	中之郷南	国道 22 号	西春日井郡西春町	南進	中之郷南	国道 22 号	北名古屋市中之郷南	南進	し等
	豊場	国道 41 号	西春日井郡豊山町	南進	豊場	国道 41 号	西春日井郡豊山町	南進	(県警)
	鳥居松北	国道 19 号	春日井市 <u>瑞穂通6</u>	南進	鳥居松北	国道 19 号	春日井市 <u>瑞穂通1丁目</u>	南進	
	高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進	高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進	
	新大橋南	国道 363 号	瀬戸市 <u>共栄通</u>	南進・西進	新大橋南	国道 363 号	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進	
	東本町	国道 155 号	瀬戸市 <u>東本町</u>	南進	東本町	国道 155 号	瀬戸市共栄通1丁目	南進	
	<u>飯野</u>	国道 419 号	豊田市藤岡飯野町	南進	小原トンネル北	国道 419 号	豊田市大ヶ蔵連町	南進	
	今朝平	国道 153 号	豊田市 <u>足助町</u>	西進	上郷大橋北	国道 153 号	豊田市 <u>大野瀬町</u>	西進	
	<u>稲橋</u>	国道 153 号	豊田市稲武町	南進・西進	(削除)				
		<u> </u>							
P126	(2) 広域交通規	制			(2) 広域交通規				
	広域交通検問所	ff			広域交通検問所	Ť			
	(表中)				(表中)				地名修正
	豊橋市八町通均	也内			豊橋市八町通-				(県警)
	春日井市坂下町	 丁地内			春日井市坂下町	_			(****
	大山市 <u>橋爪東</u> 地内 <u>五郎丸交番前</u>				犬山市橋 <u>爪東 5</u> 	丁目地内 五郎丸	<u>交畨前交差点</u>		
D	145 第4編 災害応急対策			第4編 災害応急対策				防災体制の見直	
P145			`		第1章 活動態	勢(組織の動員配	備)		し・強化を行った
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)					除し、別紙3のと	=		ことに合わせ記述
	(略)								を変更する。
								(防災局)	

<u> </u>	震災害 刈 束計 		
	現	改正案	
P149	(第2章 通信の運用 第1節 基本方針 (資料)	付属資料から削除 したため。
	・東海地方非常通信協議会構成表・・・(付属資料第4 - 2) 第2節 対策	(削除) 第2節 対策	(防災局)
P151	3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策	3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策	
	(1) 耐震通信施設の使用 県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて県庁及び <u>東三河事務所</u> 直近の地下に設置した耐震通信施設を 運用し、(略) ア 県庁耐震通信施設の使用	(1) 耐震通信施設の使用 県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて県庁及び <u>東三河県民事務所</u> 直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、(略) ア 県庁耐震通信施設の使用	県組織の見直し (総務部)
	県庁の無線統制室が万一被災した場合は、県庁耐震通信施設を使用 し、 <u>県事務所</u> 、県内各市町村、(略) イ 東三河耐震通信施設の使用	県庁の無線統制室が万一被災した場合は、県庁耐震通信施設を使用し、 <u>県民事務所・山村振興事務所</u> 、県内各市町村、(略) イ 東三河耐震通信施設の使用	県組織の見直し (総務部)
	災害情報の収集伝達を確保するため、県庁耐震通信施設と同様な機能を持つものとして <u>県東三河事務所</u> の直近に設置した東三河耐震通信施設を使用し、(略)	設を使用し、(略)	県組織の見直し (総務部)
P152	(5) 非常通信ウ 非常通信の依頼(図中)県事務所(保健所)	(5) 非常通信 ウ 非常通信の依頼 (図中) <u>県民事務所・山村振興事務所・保健所</u>	県組織の見直し (総務部)
P153	(6) 孤立防止用無線電話等の使用 (略)孤立防止を図っているので、 <u>各事務所(支部)</u> 地方機関にあっては、(略)	(6) 孤立防止用無線電話等の使用 (略)孤立防止を図っているので、 <u>各県民事務所(方面本部)</u> 、地方機関 にあっては、(略)	()
P155	6 郵政業務の応急措置 (1)郵便局窓口の維持 災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、 被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設に	6 郵便業務の応急措置 (1) 郵便事業株式会社の措置 ア 郵便物の送達の確保 (ア) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を	郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画 (H19.10.1)

現 行

よる窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、 窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、 災害特別事務取扱いを行う。

(2)郵便の運送、確保

- ア 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、 災害の態様と規模に応じて、運送、集配の経路又は方法の変更、随 時運送、集配便の開設等機宣の応急措置を講ずる。
- イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保、交通の途絶等のため、やむを得ないと認められるときには、災害の規模、郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間に限って郵便の運送、集配便数を減便し、又は運送、集配業務を休止する。

改 正 案

図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若 しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨 時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

(1) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶の ため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事 業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若 しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止す るものとする。

イ 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、 郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、 被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとす る。
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務 省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の 料金免除を実施するものとする。

(2) 郵便局株式会社の措置

窓口の維持

災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、 被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓 口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の 変更等の措置を講ずる。

第 2 編第 3 章 第 10 節

- 1 郵便物の送達 の確保
- 2 窓口業務の維 持

第11節 災害時における郵 便業務に係る災害 特別事務取扱い及 び援護対策 (郵便事業(株)) (郵便局(株))

ᄪ	震災害刃束計画		-
	現 行	改正案	
P156	第3章 津波予報・地震情報等の伝達	第3章 津波警報等・地震情報等の伝達	19年10月1日よ
	(略)	すべて削除し、別紙4のとおり修正する。	り緊急地震速報の
			広く国民への提供
			を開始したこと、
			及び、気象業務法
			の一部改正(平成
			19年12月1日施
			行)に伴う地震津波
			業務規則の改正に
			よる。
			(名古屋気象台)
		第4章 被害状況等の収集・伝達	
	第4章 被害状況等の収集・伝達	第2節 対策	
	第2節 対策	1 情報の一般的収集、伝達系統	
	1 情報の一般的収集、伝達系統	(図中)	
P160	(図中)	県民事務所·山村振興事務所	県組織の見直し
	県事務所	保健所	(総務部)
	県事務所(保健所)		
		2 被害状況等の収集・伝達	
	2 被害状況等の収集・伝達	(3) 県における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達	
	(3) 県における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達	ア 県は、必要に応じ <u>市町村</u> に職員を派遣し、 <u>市町村被災状況等の</u> 情報収集	災対体制の見直し
P161	ア <u>県災害対策本部・支部</u> は、必要に応じ <u>県内・管内市町村</u> に職員を派遣し、	に努め、 <u>派遣された職員は、逐次、県へ</u> 連絡するものとする。	(防災局)
	構成機関を通じて市町村災害対策実施状況及び管内被災状況に関する情		
	報収集に努め、逐次、県災害対策本部災害情報センター(防災局災害対策		
	課)へ連絡するものとする。	イ 方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関	
	イ 支部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する	する情報の収集に努め、 <u>関係部局</u> へ連絡する。	
	情報の収集に努め、 <u>所属支部及び関係部局</u> へ連絡する。		

地震災害対策計画 行 孙 īF 案 4 重要な災害情報の収集伝達 4 重要な災害情報の収集伝達 < 県への連絡先> P163 < 県への連絡先> 県災害対策本部 第2非常配備 第2非常配備 平常時 第1非常配備 第3非常配備 平常時 第1非常配備 第2非常配備 第2非常配備 第3非常配備 (本庁)組織の見 (準備体制) (警戒体制) (準備体制) (警戒体制) 直し等のため。 本庁舎2階防災局内 本庁舎6階災害情報ヤンター 本庁舎2階防災局内 本庁舎6階災害情報センター 052 - 951 - 3800 (災害対策課) 052 - 971 - 7104 (防災局) 052 - 951 - 3800 (災害対策課) 052 - 971 - 7104 (情報部 情報班) 052 - 951 - 1382 (消防保安課) (情報統括部 人・住家被害情報係) 052 - 951 - 1382 (消防保安課) 052 - 971 - 7105 (総括部 総括班) 052 - 971 - 7105 (指令部 総括係) 052 - 961 - 2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 5302~5304(総語聡活班) 内線 2512 (災害) 内線 5302~5305 (総括係) 内線 2512 (特殊等) 内線 5325~5326(総括部場)班) 内線 2512 (特叛害) 内線 5312~5314 内線 5309~5311 (広報に報明) 内線 2549 (火災) 内線 2526 (火災) (人・住家被害情報係) 内線 2548 (危険物) 内線 5322~5323 (情報感動例) 内線 2524 (危険物) 内線 5309~5311 (広報係) 内 線 2523 (救急・救助) 内線 5318~5321 (情報暗馬班) 内 線 2523 (救急・救助) 内線 5318~5320 (道路・河川情報係) (直通)052-954-6193(災害、特叛災害) 内 線 5312~5314 (情報部方面班) 勤 内線 5321~5323 (情觀響) 勤 052 - 954 - 6195 (救急・救助) 内 線 5315~5317 (情報吸共機関班) (直通)052-954-6193(災害、特叛災害) 内 線 5315~5317(部門別被害情報係) 052-954-6144 (火災、危険物) 内線 5324 (情語調査班) 務 052 - 954 - 6195 内線 5325 (気象情報係) 内線 5327~5328 (運用部度が新) 矝 (火災、危険物、救急・救助) 内線 5306 (災害調査係) 内線 5329~5330 (運用部運用班) 時 NTTFAX 052 - 954 - 6912 (2階災害対策課内) 052 - 971 - 7103 内線 5331 (運用網絡会計班) NTTFAX 052 - 954 - 6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052 - 971 - 7103 052 - 961 - 3622 (6階災害対策課通信グループ) 052 - 971 - 7106 052-954-6913 (2階消防保安課内) 052 - 961 - 3622 (6階災害対策課通信グループ) 052 - 971 - 7106 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 防災行政無線 600 - 1128 (2階災害対策課内) 600 - 1360~1362 (統括係) 052 - 954 - 6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) 600 - 2512 (災害) 600 - 1364 (人・住家被害情報係) 内 防災行政無線 600 - 1128 (2階災害対策課内) 600 - 1360~1361(総括部統括班) 600 - 2512 (特殊災害) 600 - 1363 (広報係) 600 - 2512 (災害) 600 - 1362 (総括部渉外班) 600 - 2526 (火災) 600 - 1366 (道路・河川情報係) 600 - 2526 (特殊災害) 600 - 1363 (広報部広報班) 600 - 2524 (危険物) 600 - 1367 (情報整理係) 600 - 2559 (火災) 600 - 1366 (情報部部局班) 600 - 2523 (救急・救助) 600 - 1365 (部門別被害情報係) 600 - 2526 (危険物) 600 - 1364 (情報部方面班) 600 - 1368 (気象情報係) 600 - 2523 (救急・救助) 600 - 1365 (情報部公共機関班) 600 - 1362 (災害調査係) 600 - 1368 (情報部調査班) 防災行政無線 600 - 1510 600 - 1514, 1515 600 - 1369 (県警・自衛隊) (FAX) 防災行政無線 600 - 1510 600 - 1514、1515 052 - 951 - 8647 (通信グループ) 上記勤務時間内の欄に同じ 勤 (FAX)

NTTFAX

e-mail

052 - 954 - 6844 (宿日直室)

052 - 954 - 6995 (宿日直室)

saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

防災行政無線 600 - 5250 ~ 5253 (宿日直室)

防災行政無線 600 - 4695(宿日直室)

上記勤務時間内の欄に同じ

同 上

同上

同上

052 - 951 - 3800 (災害対策課)

052 - 951 - 1382 (消防保安課)

防災行政無線 600 - 1130 (6階災害対策課通信グループ)

防災行政無線 600 - 1517

052 - 961 - 3622 (6階災害対策課通信グループ)

saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

同上

同上

同上

務

時 NTTFAX

間

(FAX)

e-mail

	現 行 改 正 案				
P171	伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (「伝達系統」中) 河川工事事務所	伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (「伝達系統」中) (削除)	県組織の見直し (総務部)		
P173	(4) 砂防施設被害 (「伝達系統」中) 国:国土交通省 <u>防災部</u>	(4) 砂防施設被害 (「伝達系統」中) 国:国土交通省 <u>砂防部</u>	誤記 (県建設部)		
P176	5 鉄道施設被害 (「伝達系統」中) 名古屋臨海高速鉄道株式会社(総務課) TEL (0569)22-9681	5 鉄道施設被害 (「伝達系統」中) 名古屋臨海高速鉄道株式会社(総務課) TEL (052)383-0954	誤記 (地域振興部)		
P179	9 水道施設被害 (「伝達系統」中) 県事務所(保健所)	9 水道施設被害 (「伝達系統」中) <u>保健所</u>	県組織の見直し (総務部)		
P180	10 公共土木施設被害 (「伝達系統(1) 国道交通省河川局所管の災害」中) 河川工事事務所	10 公共土木施設被害 (「伝達系統(1) 国道交通省河川局所管の災害」中) (削除)	県組織の見直し (総務部)		
	(「伝達系統(3) 国土交通省港湾局、水産庁所管の災害」中) 河川工事事務所	(「伝達系統(3) 国土交通省港湾局、水産庁所管の災害」中) (削除)	県組織の見直し (総務部)		
P184	5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中) 名古屋地方気象台予観測報課	5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中) 名古屋地方気象台観測予報課	誤記 (名古屋気象台)		
	第6章 自衛隊の災害派遣	第6章 自衛隊の災害派遣			

ᆙᄛᄽᇠᆛᄶᆟᇎ

	震災害対策計画	<u> </u>				
		現行			改正案	
P188	第3節 災害派遣の	活動範囲	第3節 災害	派遣の	活動範囲	
	項目	内 容	項目		内 容	防衛省への移行に
	(略)	(略)	(略)		(略)	よる法令の改正
	救助物資の無償	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び	<u>[与</u>	無償	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等	(H19.1.4)
	貸付又は譲与	等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1	号) 貸付又は譲り	=	<u>に関する省令</u> 」(昭和33年総理府令第1号)に基づ	(航空自衛隊)
		に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、	(は 		き、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与	
		譲与する。			する。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	気象業務法施行令
						の一部改正(平成 19年12月1日施
	第11章 津波応急	対策	第11章 津		対策	19 年 12 月 1 日旭 行)による。
	第2節 対策		第1節 対策	-		1J)による。 (名古屋気象台)
P206	1 情報の伝達等		1 情報の伝			(石口座外外口)
1 200	<参考: <u>津波予報</u> の	標識>		<参考: <u>津波警報等</u> の標識>		
	表 (略)			表(略)		
	` '	シ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いた。				
		(鳴の反復は、適宜とする。 け無数は、民体者等に)2数、ネカリネカのこせです。		1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。2 大津波警報標識は、居住者等に避難、立ち退きを知らせるためのものであることから、水防信号の避難信号と同じ内容としている。		
		標識は、居住者等に避難、立ち退きを知らせるた とから、水防信号の避難信号と同じ内容としてい				
	ものであるこ	こから、小別信号の避難信号と同じ内谷として	10. 5000			
	5 その他の措置		5 そ の他の	塔署		(名古屋気象台)
P207		に対する対策は、県、関係市町村及びその他の例	- · •- ·		に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関	
		(害応急対策計画の第3章津波予報・地震情報等の				
		備、第9章避難·救出、第10章浸水対策などの名			警備、第9章避難·救出、第10章浸水対策などの各計	の一部改正(平成 19年12月1日施
	に準拠して必要な措置を講ずる。			画に準拠して必要な措置を講ずる。		
	(略)					行)による。
			(略)			(名古屋気象台)
	第12章 医療・助	D産 (医療救護)	第12章 医	療・助	産(医療救護)	
	第3節 対策		第3節 対策	! ·		
P211		害が発生した場合の対策			害が発生した場合の対策	
PZII	(別表「 医療救護班	[一覧表」 中)	,	救護班	一覧表」 中)	 名称変更
	海部郡医師会		海部医師会			(県医師会)
						(不色剛女)

<u> </u>	地震災害 対東計 画				
	現	改 正 案			
	<u>稲沢医師会</u>	<u>稲沢市医師会</u>			
	<u>渥美医師会</u>	<u>田原市医師会</u>			
	第13章 救助	第13章 救助			
	第3節 食料の供給	第3節 食料の供給	乾燥米飯について		
	2 対策	2 対策	は、政府倉庫に備		
	(2)炊き出しその他による食品の給与	(2)炊き出しその他による食品の給与	蓄してあった在庫		
	ア 市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。	ア 市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。	はなくなり、今後		
P215	(ア)熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給		も備蓄する予定は		
	する。	する。	ないため。		
	・第1段階 乾パン、ビスケット、乾燥米飯など	・第1段階 乾パン、ビスケットなど	(東海農政局)		
	・第2段階 パン、おにぎり、弁当など	・第2段階 パン、おにぎり、弁当など	(
	第5節 避難所の開設	第5節 避難所の開設			
	3 避難所の運営	3 避難所の運営	風水害編との表現		
P218	(9) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台	(9) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台	の統一		
	帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ	帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ	(健康福祉部)		
	周知・徹底を <u>図る。</u>	周知・徹底を <u>図ること</u> 。			
			動物の愛護及び管		
	第15章 防疫・保健衛生	第15章 防疫・保健衛生	理に関する法律		
	第3節 対策	第3節 対策	(昭和48年法律		
	1 大規模災害が発生した場合の対策	1 大規模災害が発生した場合の対策	第105号)に合		
P221	(6) 動物の保護	(6) 動物の保護	わせた用語の変更		
	県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、 <u>危険動物</u> 及び犬によ	県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、 <u>特定動物</u> 及び犬によ	及び風水害編との		
	る危害を防止する。	る危害を防止する。	表現の統一		
	また、獣医師会等関係 <u>機関</u> が実施する動物救護活動を支援する。	また、獣医師会等関係 <u>団体</u> が実施する動物救護活動を支援する。	(健康福祉部)		
	第16章 環境汚染防止及び廃棄物処理	第16章 環境汚染防止及び廃棄物処理			
	第2節 廃棄物処理計画	第2節 廃棄物処理計画			
	3 対策	3 対策			
P223	(図「 災害時の支援体制 」中)	(図「 災害時の支援体制 」中)	県組織の見直し		
	<u>県事務所</u>	<u>県民事務所·山村振興事務所</u>	(総務部)		

<u>ت د</u>	震災害対策計								
		現				i	行	改正案	
	第20章 帰宅	国難者対策	ŧ					第20章 帰宅困難者対策	
P231		る被害な						第1節 予想される被害状況	
	(本来は横長の表	であるが、	新旧	対照表	長記載	載上∣	向きを	(本来は横長の表であるが、新旧対照表記載上向きを変更。)	
	単位:人)	県外計 108,404 6,420	1,306	2,624	9,068	8,088	191,337	単位:人) - 107,717 - 107,717 - 688 - 688 - 9,681 - 11,808 - 11,808	総務省統計局から集計結果が公表されたため。
		その他の県外 7,658 421	304	644	297	222	12,824	その他の県外 9,836 580 567 1,547 1,547 18,506	(県民生活部)
		静岡県から 2,379 5,469	381	223	8	33	10,754		
		三重県から 34,538 207	240	428	512	287	46,449	三重県から 静岡県から 32,791 2,695 191 5,668 309 461 616 354 129 80 595 127 413 56 45,713 11,911	
				1,329	ω		12	成集) 岐阜県から 62,395 356 8,540 11,005 124,562	
	口(平成12年国勢調査結果)	うち県内 435,761 32 936		67,882	34,830	32,573		(平成17年国勢調査結果) 流入人口 うち県内 岐阜県 514,174 406,457 62 38,472 31,677 62 47,983 46,164 77,907 2 48,586 47,898 45,354 35,673 8 38,732 26,924 11	
	口(平成1)	流入人口 544,165 39,356	44,652	70,506	43,898	40,661		流入人口 (平成1 514,174 38,472 47,983 47,983 48,586 45,354 38,732 38,732	
	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	夜間人口 2,148,949 364,147	336,315	350,847	287,319	273,523	7,016,136	県内主要都市への流入 都市名 夜間人口 名古屋市 2,193,973	
	県内主要都市への流入	都市名 名古屋市 藤市市	四崎市	3年 2年 2年 3年	春日井市	一宮中	洞山	県 名 豐岡 豊 安 春 一 県 内 都 古 橋 崎 田 城 日 宮 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古	

	現	行		改 正 案	
P238	第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 別表:交通規制対象路線 (表の区分「最優先路線」 (中央自動車道)	中) 10.8	第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 別表: <u>災害時の交通規制</u> (表の区分「最優先路線 (中央自動車道)	対象路線	他文書との整合性 を図るため修正 (県警) 誤記
	(東海環状自動車道)	せと赤津 <u>IC</u>	(東海環状自動車道)	せと赤津 <u>IC・PA</u>	誤記
	(名古屋高速道路)	62.2	(名古屋高速道路)	<u>69.2</u>	名古屋高速道路延伸(清須線)に伴 う延長距離の修正
	(知多半島道路)	20.9	(知多半島道路)	<u>20.1</u>	誤記
	(知多横断道路)	半田中央 <u>IC</u>	(知多横断道路)	半田中央 <u>IC・JCT</u>	誤記
	(国1号)	<u>弥富市</u>	(国1号)	<u>弥富市五明町</u>	地名修正
	(国19号)	熱田区 <u>伝馬</u>	(国19号)	熱田区 <u>伝馬1</u>	地名修正
	(国23号)	豊橋市 <u>大崎町(野依IC)</u> <u>弥富市</u> 98.1	(国23号)	豊橋市 <u>東七根町(七根IC)</u> 弥富市富島1 105.5	国道 23 号延伸に伴 う延長距離等の修 正
	(国42号)	田原市	(国42号)	田原市伊良湖町	地名修正
	<u>なし</u>		(<u>市)東志賀町線</u>	北区黒川本通1(北警察署南交差点) 北区金城4(城北橋交差点) 1.0	最優先路線の新規 追加

	及久日/J來山口 現	行		改正	E 案	
	小計	<u>21 路線</u>	小計	22 路線		最優先路線の新規 追加に伴う路線数 の変更
	(表の区分「優先路線」「 (国259号)	中) <u>田原市</u>	(表の区分「優先路線」 (国259号)	中) <u>田原市伊良湖町</u>		地名修正
	(主 名古屋西港線)	弥富市	(主 名古屋西港線)	<u>弥富市稲荷 1</u>		地名修正
	合計	129 路線 2280.2	合計	130 路線	2295.2	路線の延伸・追加 等による修正
	(資料) ・ <u>地震時</u> 交通規制対象路約	線・・・・・・(付属資料第 6-3)	(資料) ・ <u>災害時</u> 交通規制対象路	線·····(付属資料	斗第 6-3)	他文書との整合性 を図るため修正 (県警)
	2 エリア交通規制(表「名古屋・尾張エリアで中)	発生した場合」及び「三河エリアで発生した場合」	中)		三河エリアで発生した場合」 こ1文字分のスペースを入	表記内容をわかり やすくするため
P239	(表「名古屋・尾張エリアで (国道 2 3 号)	発生した場合」中) 刈谷市 <u>今川町</u>	(表「名古屋・尾張エリアで (国道23号)	発生した場合」中) 刈谷市 <u>泉田町</u>		地名修正
	(国道153号)	三好 <u>油田</u> 交差点	(国道153号)	三好 <u>前田</u> 交差点		地名修正
	(国道1号)	<u>弥富市</u>	(国道1号)	弥富市五明町		地名修正
	(国道23号)	弥富市	(国道23号)	<u>弥富市富島町</u>		地名修正
	(国道41号)	犬山市 <u>大字五郎丸五郎丸交差点</u>	(国道41号)	犬山市橋爪東5丁目	五郎丸交番前交差点	地名修正

	現 行	改 正 案	
	(県道佐屋多度線) <u>愛西市立田大橋東交差点</u>	(県道佐屋多度線) 愛西市 <u>立田町 立田大橋交差点</u>	地名修正
	(県道給父清洲線) <u>愛西市藤ヶ瀬交差点</u>	(県道給父清洲線) <u>愛西市藤ヶ瀬 藤ヶ瀬交差点</u>	地名修正
P241	第3 緊急通行車両の確認 (「別記様式1」中) 通行 <u>時間</u>	第3 緊急通行車両の確認 (「別記様式 1 」中) 通行 <u>日時</u>	誤記(県警)
P242	(「別記様式2」中) 通行 <u>時間</u>	(「別記様式2」中) 通行 <u>日時</u>	誤記 (県警)
P248	第26章 電力施設対策 第1節 予想される被害・状況等 1 発変電設備 地震動等により <u>電力機器類の碍子碍管破損の被害</u> が予想される。	第26章 電力施設対策 第1節 予想される被害・状況等 1 発変電設備 地震動等により <u>電力設備破損の被害</u> が予想される。	碍子碍管破損のみ のように受けとめ られるため。 (中部電力)
P251	第27章 都市ガス施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (6) 広報活動 マイコンメーターの復帰方法等を <u>広報車の巡回、ちらし類の配布、</u> さらに報道機関を通じて呼びかける。	第27章 都市ガス施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (6) 広報活動 マイコンメーターの復帰方法等を <u>広報車等により周知</u> さらに報道機 関を通じて呼びかける。	現行の実施内容に 修正 (東邦ガス)
P257	第31章 下水道対策 第3節 対策 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (略) また、愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中 部 <u>9県1市</u> の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応		

<u> النام</u>	- 地震災害刈泉計 <u>画</u>				
	現	改 正 案			
	援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック応援本部 へ応援要請する。	応援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック応援本部へ応援要請する。	が会員となったた め。 (建設部)		
P260	第32章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3節 対策 3 被災住宅の応急修理 (6)協力要請 県は被災住宅の応急処理に当たっては、社団法人愛知県建設業協会に対して協力を要請する。 (資料) ・災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(<u>県対県建設業協会</u>) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会に対して協力を要請する。 (資料)	組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働		
P263	第35章 金融対策 第1節 基本方針 東海財務局、日本郵政公社東海支社、日本銀行名古屋支店及び県は、 (略) 第2節 対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 東海財務局、日本銀行名古屋支店は、災害発生の際は、災害の実情、 資金の需要状況等に応じ、(略)	第 2 節 対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県			
	ア <u>金融機関の措置</u> (1)預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 a <u>預金通帳</u> 、届出印鑑等を焼失又は流失した <u>預貯金者等</u> について	ア <u>預金取扱金融機関(ゆうちょ銀行は除く)への措置</u> (イ)預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 a <u>預貯金通帳</u> 、届出印鑑等を焼失又は流失した <u>預貯金者</u> について			

は、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもっ て被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定 期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずる等 の適宜の措置。
- (ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

(略)また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客 及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において 預金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

(I) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して 現金預払機を稼働させる営業店舗名等を、(略)

イ 保険会社の措置

- (ア)生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅 ↓ イ ゆうちょ銀行への措置 速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、 契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等適宜の措置を 講ずる。
- (イ)窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店 舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、 その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に 周知徹底すること。

孙 īF 案

は、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法 をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期 積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等 の適宜の措置。
- (ウ)手形交換、休日営業等に関する措置

(略)また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及 び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預 貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置。

(工)営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して 現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、(略)

(ア)預金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者に ついては、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な 確認方法をもって被災者の預金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期 積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の 適宜の措置。
- (イ)休日営業等に関する措置

災害時における休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配 慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧 客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において 預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

(ウ)営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現 金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等 の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットの ホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

ウ 保険会社(含む火災共済協同組合)への措置

ゆうちょ銀行発足に 伴う新設

(東海財務局)

,	最 次舌刈來計		
	現 行		Г
		(ア)保険金等の支払いに係る便宜措置	
		保健証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な	
		限りの便宜措置	
		(イ)保険金(共済金)の支払い及び保険料(共済掛金)の払込猶予に関	
		<u>する措置</u>	
		保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保	
		<u>険料(共済掛金)の払込については、契約者のり災状況に応じて猶予</u>	
		期間の延長を行う等適宜の措置。	
		(ウ)営業停止等における対応に関する措置	
		保険会社(含む火災共済共同組合)において窓口営業停止等の措置	
		<u>を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲</u>	
		示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネッ	
	<u>ウ</u> <u>証券会社</u> の措置	トのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。	
	(略)	工 証券会社等への措置	
		(略)	
	2 日本郵政公社東海支社		「災害特別事務取
	災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被	(削除)	扱い」は、株式会
	災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設によ		社ゆうちょ銀行、
	る窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓		株式会社かんぽ生
	<u>口支払資金の確保、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ず</u>		命保険における決
	<u>3.</u>		定事項であるた
	なお、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、災		め。
	害特別事務取扱いを行う。		(郵便事業株)
			(郵便局(株))
	第5編 災害復旧		
	第1章 民生安定のための緊急措置	第5編 災害復旧	
	第2節 対策	第1章 民生安定のための緊急措置	
	4 被災者生活再建支援金の支給	第2節 対策	
P271	「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害に		
	より全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、自立し	「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害に	
	た生活の開始を支援するため、通常必要となる物品の購入費及び家賃	より全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、 <u>その生</u>	

以上の世帯(収入額が500万円超700万円以下で世帯主の年齢が45 給する。 歳以上60歳末満の世帯を含む。)及び要援護世帯には150万円以内の 支援金を支給する。

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県 から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県 により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/21から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県 は国の補助となっている。

(支給の限度額300万円の内訳 生活関係経費100万円、居住関係経Ⅰは国の補助となっている。 費 200 万円)

(大規模半壊世帯の限度額は居住関係経費のみ 100万円)

7 住宅対策

(略)

P273

また、住宅金融公庫名古屋支店は、県と協議のうえ必要と判断される 場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅 相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。そして、住宅金融公庫 融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮 した措置を必要に応じて講ずる。

電校幅金 8

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、民間金融機関等に対して、災害の 8 金融対策 状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、 貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措↓の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便 置を講じるよう要請する。

また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関Ⅰな措置を講じるよう要請する。 係機関と密接な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

īF 案

等居住安定にかかる経費などを支給する。収入額が500万円以下の世【活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興】 帯には 300 万円以内、500 万円超 800 万円以下で世帯主の年齢が 60 歳 ┃に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支 ┃ 援法の平成 19 年11

被災者生活再建支 月 16 日改正、及 び、防災基本計画 の修正に伴う変更 (防災局)

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県 により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2

7 住宅対策

(略)

また、住宅金融支援機構東海支店は、県と協議のうえ必要と判断される 組織変更(平成 19 |場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相|年4月1日)による。 談所を設置し、復興に資する情報を提供する。そして、住宅金融支援機構 融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮し た措置を必要に応じて講ずる。

(建設部)

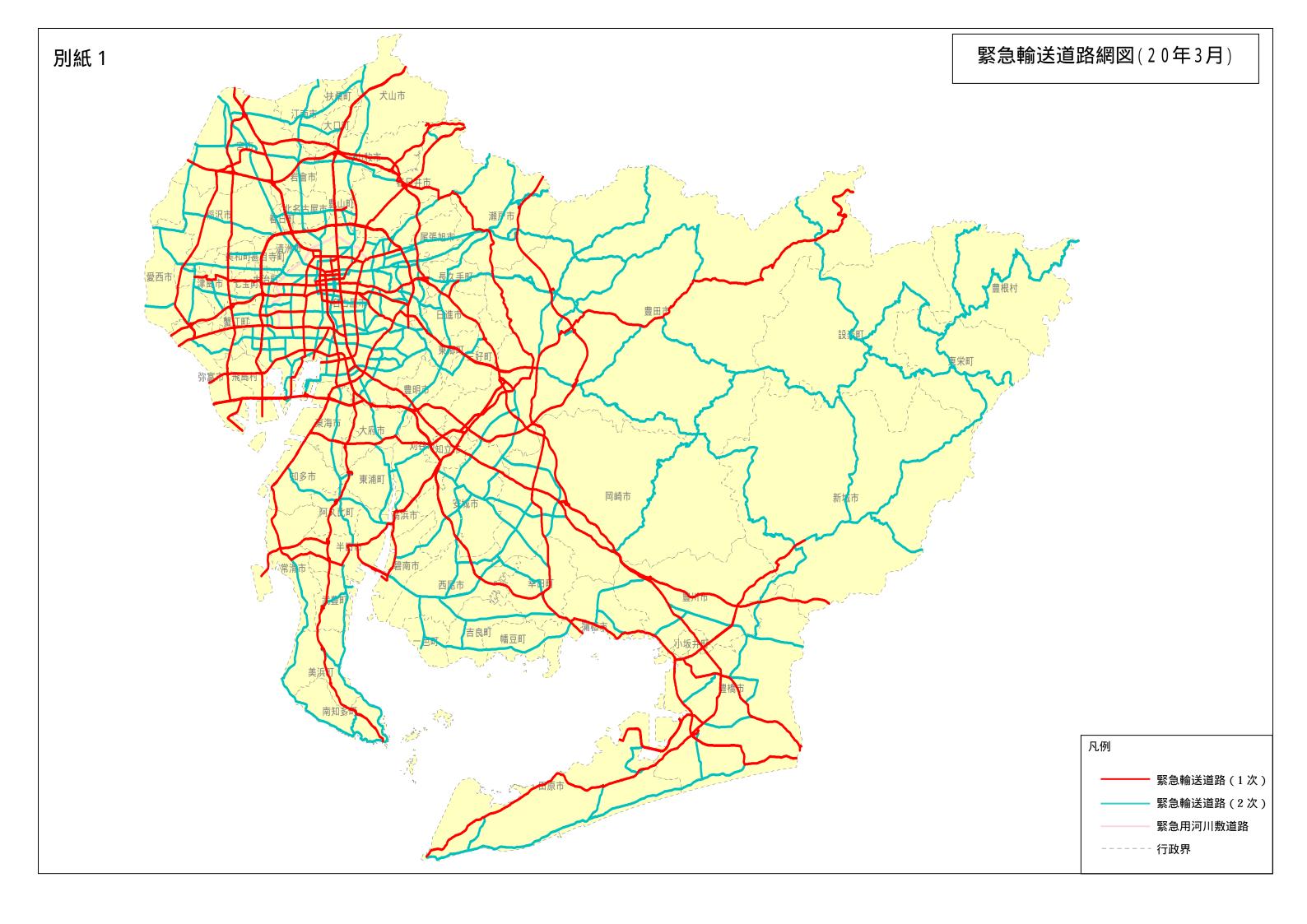
【(1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店は、民間金融機関等に対して、災害 化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確

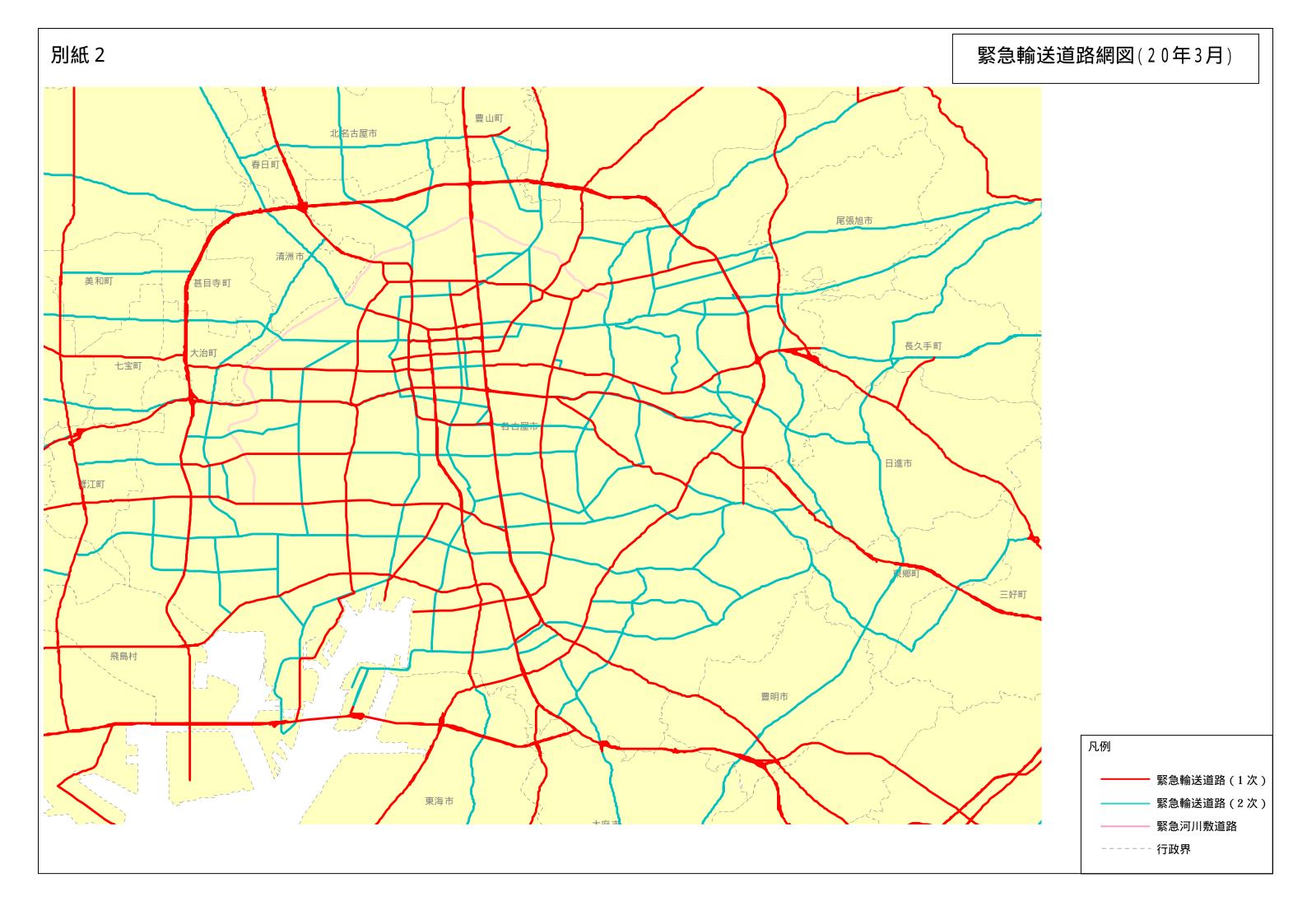
また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関 係機関と密接な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

(2) 住宅金融支援機構東海支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合 | 風水害等災害対策 は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談 所を設置し、復興に資する情報を提供する。

計画との整合 (建設部)

現	行	改 正 案
17K	1.J	また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予
		<u>また、性も金融又技機構融質に係る債務者につれて、負利金の返済組予</u> 等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。
		会、版及目の反互で与慮りに指重で必要に応じて講する。 (資料)
		・災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書・・・・・・・(附
		属資料第 15-50)
		<u> </u>





地震編 第4編第1章全改正

第4編 災害応急対策

第1章 活動態勢(組織の動員配備)

第1節 基本方針

知事及び市町村長は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

第2節 対策

1 県災害対策本部の設置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

はん」したと午時及が恥	のたことに廃止する。
設置区分	設置基準
気象予警報等による	・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。
場合	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。
	(大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽
	川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下
	流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒
	警報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情
	報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川はん
	濫警戒情報、逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は
	「伊勢・三河湾大津波」の津波警報)
知事が必要と認めた	・県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、又は発
場合	生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき。
知事が必要と認め現	・相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき。
地災害対策本部を設	
置する場合	

イ 設置場所

本部(本部室)は、県本庁舎6階に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター3階の会議室(災害対策本部予備室)を充てる。

(2) 本部の組織・運営

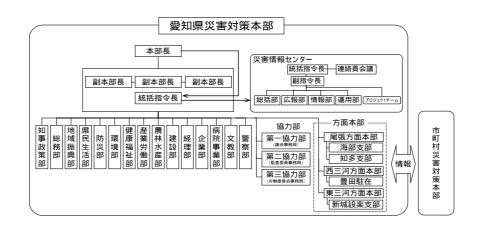
ア 本部の組織

本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。

また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図る ため、県民事務所に方面本部を設置する。

なお、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式 会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社その 他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。



イ 本部長

本部長は知事とする。本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

ウ 副本部長

副本部長は副知事及び防災局長とする。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、別に定める順位による。

工 統括指令長

災害対策本部に統括指令長を置き、防災局長がその職に就く。統括指令長は、本部長の命を受け、各部を統括するほか、次に掲げる事務を行う。

- ・被害情報・活動状況等の収集伝達及び通信連絡の総括並びに広報に関すること
- ・本部の職員の動員に関すること
- ・本部における通信施設の保全に関すること
- ・国、自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること
- ・県災害対策本部の運営及び本部員室の庶務に関すること

オ 本部員

本部員は、本部長の命を受け、県災害対策本部の事務に従事する。

本部員の構成は次のとおりとする。

教育長・警察本部長・知事政策局長・総務部長・人事担当局長・地域振興部長・県民生活部長・防災局次長・環境部長・健康福祉部長・健康担当局長・産業労働部長・労政担当局長・農林水産部長・農林基盤担当局長・建設部長・建築担当局長・出納事務局長・企業庁長・病院事業庁長

力 災害対策本部要員

災害対策基本法第 23 条第 3 項に定めるその他の職員をいい、愛知県職員定数条例(昭和 24 年愛知県条例第 31 号)第 1 条に規定する職員をもって充てる。

災害対策本部要員となる職員については、自らが所属する災害時の部の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

2 災害情報センターの立ち上げ

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。

災害情報センターの場所は、県本庁舎6階の災害情報センター室に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室(災害情報センター予備室)を充てる。

3 本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。 本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

本部員会議の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 県内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- (2) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (4) 公用令書による公用負担に関する事項
- (5) その他災害対策上重要な事項

4 庁舎機能の確保

庁舎管理者は、庁舎機能の被災状況について、特に次の事項を最優先に確認し、災害情報センターに報告する。また、庁舎管理者は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出すとともに、 代替施設・設備、燃料・食料等を確保するとともに、ライフライン機関等必要な団体へ協力を 要請する。

(最優先に確認すべき事項)

(ア) 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況

- (イ) 非常用電源設備の稼動状況、及び、燃料確保状況
- (ウ) 通信施設の稼動状況
- (I) 被災後3日分の職員の食料・水の確保見込み
- (オ) 暖房・冷房施設の稼働状況

第3節 災害対策本部職員の動員

知事は、以下の基準によりあらかじめ県職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。 全職員が参集対象となる第3非常配備においては、原則、勤務公所へ参集し、本庁及び方面 本部のセンター要員は、災害情報センター又は方面本部災害情報センターに参集する。

なお、参集状況については逐次記録するものとする。

(非常配備体制)

区分	参集基準
第1非常配備	・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難であ
	る場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき
	・震度4の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき
第2非常配備	準備体制
	・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生
	したとき
	警戒体制
	・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が
	発生したとき
	・震度 5 弱の地震が発生したとき
第3非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生
	したとき
	・震度 5 強以上の地震が発生したとき

第4節 市町村及び防災関係機関の活動体制の整備

1 市町村災害対策本部の設置

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、 組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めてお くものとする。

(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県(防災局) へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助 法に基づく救助事務を執行するものとする。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

2 防災関係機関の活動体制の整備

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第5節 関係機関等の相互協力

1 職員の派遣

(1) 職員派遣の要請

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合には、知事は指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 職員派遣のあっせん

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみで は不足する場合は、それぞれ内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機 関の職員の派遣についてのあっせんを求めることができる。

また、知事又は市町村長は、内閣総理大臣又は知事に対し地方自治法による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 応援の要求

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

また、市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要求することができる。

地震編 第4編第3章全改正

第3章 津波警報等・地震情報等の伝達

第1節 基本方針

津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

第2節 対策

1 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)

(1) 津波警報等

予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波警報・ 注意報、津波予報、津波情報として発表する。

ア種類

種類	内容
津波警報	担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあ
	ると予想されるとき発表する。
津波注意報	担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予
	想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

なお、予想される津波の到達時刻や高さなどの補足事項他を津波情報として発表する。

イ 発表基準等

種類		発表基準	解:説
津波警報		予想される津波の高さが高いとこ	高いところで 3m程度以上の津波
	大津波	ろで 3 メートル以上である場合	が予想されますので、厳重に警戒
			してください。
		予想される津波の高さが高いとこ	高いところで 2m 程度の津波が予想
	津波	ろで1メートル以上3メートル未	されますので、警戒してください。
		満である場合	
津波注意報		予想される津波の高さが高いとこ	高いところで0.5m程度の津波が予
		ろで、0.2メートル以上1メートル	想されますので、注意してくださ
		未満である場合であって津波によ	ll.
		る災害のおそれがある場合	
津波予報		津波が予想されないとき	津波の心配はありません。
		(地震情報に含めて発表)	
		0.2 メートル未満の海面変動が予	高いところでも 0.2m未満の海面
		想されたとき	変動のため被害の心配はなく、特
		(津波に関するその他の情報に含	段の防災対応の必要はありませ
		めて発表)	h_{\circ}

津波注意報解除後も海面変動が継	津波に伴う海面変動が観測され
続するとき	ており、今後も継続する可能性が
(津波に関するその他の情報に含	高いため、海に入っての作業や釣
めて発表)	り、海水浴などに際しては十分留
	意してください。

- 注)1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合には、津波警報又は津波注 意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に 高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる 前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 - 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 津波情報

種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津
の高さに関する情報	波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
に関する情報	
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表
	津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

工 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の	豊橋市、田原市
	太平洋沿岸に限る。)	
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧
	太平洋沿岸を除く。)	南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、
		東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富
		市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、
		武豊町、一色町、吉良町、幡豆町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

愛知県及び周辺の県が属する津波予報区



(2) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される 地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

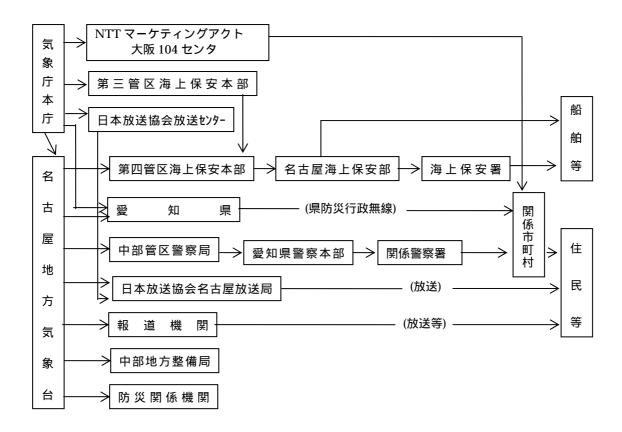
イ 地震に関する情報の種類

種類	内 容 等
	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震
震度速報	の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信
	システムにより受信)
震源に関する情	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配な
最終に関する情報	し」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を
ŦIX	付加して発表
震源・震度に関す	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地
る情報	域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震
SHHK	度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
 各地の震度に関	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場
する情報	所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長
9 の目虫	野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表
	・地震回数に関する情報(以下に示す地域で地震が多発した時に、震
	度1以上を観測した地震の回数を発表)
	「長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県
	美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静
その他の情報	岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、
	三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方
	沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、
	東海道南方沖、南海道南方沖」
	・この他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

2 情報の伝達

津波警報等、地震情報等は、極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

伝達系統図



(注) 1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

- 2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪 1 0 4 センタには、警報について のみ伝達を行う。
- 3 愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信

3 県などにおける措置

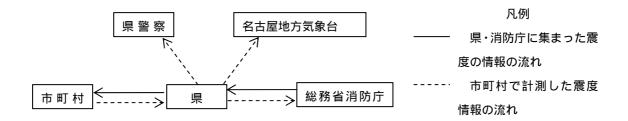
(1) 県における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知(緊急 地震速報を除く)するものとする。

震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

津波警報等、震度情報の伝達系統図



(2) 報道機関における措置

報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

(3) 市町村における措置

ア 市町村長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市町村長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市町村に設置した計測震度計等により地震 発生を知ったときは、市町村地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情 報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(4) その他防災関係機関の措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知 徹底を図るものとする。

4 津波の自衛措置

沿岸市町村においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- (1) 市町村長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- (2) 津波注意報・警報の情報収集にあっては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

5 受伝達の留意事項

- (1) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。
- (2) 前項の受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。